

刈谷市農業委員会総会議事録

下記事件付議のため、令和8年1月23日午後3時00分、刈谷市農業委員会総会を刈谷市役所3階301会議室に招集する。

記

- 議案第46号 地域計画変更に係る意見聴取について
議案第47号 農地法第3条の規定による許可について
議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第49号 生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について
議案第50号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について
報告第42号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第43号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第44号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について
報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第46号 農地改良届出について

農業委員

出席者 14名

1番 山田 友樹	2番 井野 容次	3番 近藤 庄次	4番 近藤 輝彦
5番 加藤ふく子	6番 加藤 彰夫	7番 塚本 忠	8番 山本 坂一
9番 山田 正子	10番 杉本 常男	11番 神谷 友裕	12番 塚本 信子
13番 酒井 行教	14番 杉浦 俊広		

農地利用最適化推進委員

出席者 13名

1番 近藤 俊彦	2番 神谷 修二	3番 近藤 靖	4番 岡村 信幸
5番 戸田 一成	6番 杉浦 克己	7番 三浦 和博	8番 尾嶋 二郎
9番 杉浦 克敏	10番 清水 文高	11番 平野 正美	12番 高須 哲也
13番 稲垣 重雄			

午後3時00分、会長議長席につき開会を宣す。

議事に先立ち議事録署名者、下記 2 名を指名する。

議事録署名者 4 番 近藤 輝彦 5 番 加藤 ふく子

議 事

議 長 はじめに、議案第 46 号を上程します。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

議案第 46 号

地域計画変更に係る意見聴取について

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく地域計画の策定について、次のとおり提案する。

（1）地域計画の変更について

委員の皆様には地域計画のブラッシュアップにあたり、各地区における協議の場にご参加いただき、ありがとうございました。

それでは、地区ごとに作成しております参考様式第 5-2 号と書かれた資料で刈谷北部地区のものをお願いします。

こちらの参考様式第 5-2 号につきましては、昨年度から変更のあった数値の修正や担い手の追加が主な変更事項になります。

なお、刈谷北部地区に関しましては、下段にあります（2）担い手に対する農用地の集積に関する目標の現状の集積率が昨年度より下がっていますが、ちょうど井ヶ谷工区による利用権の付け替え時期と本資料の集計時期が重なったためであり、実際には昨年度より集積率は上がっておりまます。

資料を 1 枚はねていただいて 4 の地域内の農業を担う者一覧につきましては、協議の場において今後地域の担い手として位置付けた方が良いと思われる方を聞き取りし、この地区では 3 名追加しております。

また1枚はねていただいて、以降の目標地図に関しましては井ヶ谷工区における集積を踏まえた地図に変更しております。

このような形で同様に富士松、小山、刈谷中、刈谷南部の各地区において現状の集積率の再集計や担い手の追加、目標地図の更新を行っております。

なお、地域計画のブラッシュアップにつきましては、来年度以降も同様に各地区で協議の場を開催していく予定としておりますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

議案書に戻りまして、（2）提案理由について、この案を提出したのは、同法同条第6項の規定により、市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会の意見を聞かなければならぬからである。

説明は以上です。

議長　上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか
質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第46号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長　異議なしと認め、議案第46号を原案通り決定します。
つぎに、議案第50号整理番号186から189までを上程します。
なお、本件は農業委員会等に関する法律第31条第1項により、私、
加藤彰夫は退席いたします。
退席中の議事進行は杉浦会長代理にお願いいたします。

（加藤彰夫委員退席）

杉浦俊広　それでは事務局に説明を求めます。
委員

事務局 それでは、説明させていただきます。

7ページをお願いします。

議案第50号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号186]

(所在及び面積)

●●●●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

●●●●

(借受人)

●●●●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年3月1日から令和18年1月31日まで

以下、8ページの〔整理番号189〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

説明は以上です。

杉浦俊広 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。
委員 質問等なければ、上程議案につきまして採決をいたします。
議案第50号整理番号186から189までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

杉浦俊広 異議なしと認め、議案第50号整理番号186から189までを原案
委員会のとおり決定します。

(加藤彰夫委員着席)

議長 それでは、議案第47号から議案第50号及び報告第42号から報告第46号までを一括上程し、事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

議案第47号

農地法第3条の規定による許可について

[受付番号20]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

耕作地継承のために所有権を移転するもので、申請地取得後の譲受人の経営面積は1aになります。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

3ページをお願いします。

議案第 48 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について

[受付番号 22]

(権利の種類)

使用貸借権

(所在及び面積)

● ● ● ●

(貸人)

● ● ● ●

(借入)

● ● ● ●

(転用事由)

分家住宅建築

申請地は、フローラルガーデンよさみの西約 400m のところに位置しています。農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地であるため、第 1 種農地と判断致しました。

申請人は、住所地にてこれまで家族 2 人で暮らしていますが、手狭になってきたため、新たな住宅の建築を計画しました。そこで、市街化調整区域内ではありますが、自己用住宅 1 棟 188.35m² を建築したく、本申請に及んだものです。

また、都市計画法建築許可については建築課と協議されており、許可の見込みはありとの回答を得ています。

4 ページをお願いします。

議案第 49 号

生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明について

[受付番号 10]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(主たる従事者)

● ● ● ●

(申請人)

● ● ● ●

(原因)

死亡（令和7年11月17日）

5ページをお願いします。

議案第50号

農用地利用集積等促進計画（農地中間管理事業一括設定）について

[整理番号180]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(権利の種類)

賃貸借権

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(転貸人)

公益財団法人 愛知県農業振興基金

(期間)

令和8年3月1日から令和17年11月30日まで

以下、7ページの〔整理番号185〕までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

9 ページをお願いします。

報告第 4 2 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

[受付番号 3 5]

(所在及び面積)

● ● ● ●

(申請人)

● ● ● ●

(転用事由)

駐車場

以下、10 ページの [整理番号 4 0] までの申し出がありました。

内容については、記載のとおりです。

11 ページをお願いします。

報告第 4 3 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

[受付番号 1 2 3]

(権利の種類)

所有権移転

(所在及び面積)

● ● ● ●

(譲渡人)

● ● ● ●

(譲受人)

● ● ● ●

(転用事由)

住宅敷地

以下、13ページ〔受付番号136〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

14ページをお願いします。

報告第44号

農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書について

〔整理番号7〕

(法人の概要)

●●●●

(経営面積)

採草放牧地 0.67ha

(当該事業年度売上高)

204,429,000円

(事業の種類)

生産する農畜産物 乳用牛、肉用素牛

関連事業等の内容 畜産物の飼育・販売、生乳生産、乳製品の
製造・販売

(構成員の状況)

●●●●

なお、農地所有適格法人の要件である農地法第2条第3項各号は満た
しております。

15ページをお願いします。

報告第45号

農地法第18条第6項の規定による通知書について

〔整理番号239〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(貸付人)

● ● ● ●

(借受人)

● ● ● ●

(解約通知日)

令和 7 年 1 月 12 日

(解約形態)

合意解約

(解約事由)

耕作者変更のため

以下、〔整理番号 240〕までの届出がありました。

内容につきましては、それぞれ記載のとおりです。

16 ページをお願いします。

報告第 46 号

農地改良届出について

〔受付番号 14〕

(所在及び面積)

● ● ● ●

(届出人)

● ● ● ●

(事由)

湿田の嵩上げ

(造成期間)

令和 7 年 1 月 18 日から令和 8 年 2 月 27 日まで

説明は以上です。

議長 上程議案についてご審議をお願いします。異議質問等ありませんか。

議長 議案第47号受付番号20の件について、譲受人は農業をやめたようなことを聞いていましたが、新たに取得したのですか。

事務局 もともとこの譲受人がヤミで耕作していた場所であり、所有者が相続したタイミングで無償譲渡されたと聞いております。

杉本常男 現在は他に耕作していないとのことですが、ヤミでやっていた場合でも農家資格は認められるのですか。

事務局 過去に農地を所有し耕作していた経験もあり、農地法第3条の要件は満たしていると考えます。

杉本常男 議案48号受付番号22の件について、敷地面積が499m²になって、委員 いますが分筆しているのですか。

事務局 分筆はしていません。依佐美2期事業の際の代替地であるため、分家住宅が建てられる敷地面積になっているものだと思われます。

議長 質問等なければ、上程議案並びに報告につきまして採決をいたします。議案第47号から議案第50号及び報告第42号から報告第46号までを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長 異議なしと認め、議案第47号から議案第50号及び報告第42号から報告第46号までを原案通り決定します。

本日の議事は終了しました。これにて、刈谷市農業委員会総会を閉会します。

午後3時30分、全日程の終了を告げて閉会する。

議事録署名者

会長 _____

4番 _____

5番 _____

本会議に参与した者

事務局長

近藤 浩

係長

酒井 武士

主事

加藤 立紀

主事

長谷川 明美